

苫小牧市図書館運営方針（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 平成30年5月2日 ～ 平成30年5月31日 （30日間）

意見提出人数 6人

提出意見件数（項目） 6件 （29項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 3～8ページ 第2章苫小牧市立中央図書館を取り巻く現状 第2章に記載されている内容は、建前論であり、取組手法 や実現の可能性をどのように想定しているのか。視点につい ても言葉だけに留まることがないように、苫小牧の現状を踏 まえた分析及び対応策を講じて基本計画で体系的に示して ほしい。	現状を踏まえた苫小牧市図書館運営方針(案)(以下「本方針(案) という。」)を第4章に示しておりますが、先進的な取組をしている 公立図書館の考え方や、民間ノウハウの積極的な導入を図るため に、具体的な計画を指定管理者において策定するものとしていま す。	C
2	2	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 5ページ (3) 図書館来館者数の増加 紹介されている貸出冊数が苫小牧市立中央図書館(以下 「中央図書館」という。)と図書コーナーの貸出冊数が混同 しているのではないかと。	ご指摘のとおり、中央図書館と図書コーナーの貸出冊数を合わせ た冊数を掲載していたことから、中央図書館のみの冊数に改めま す。	A
3	1	(原文・ <u>整理要約</u> 有・ <u>無</u> ) 6ページ (1) 現状の図書館運営について 現状の図書館運営については、館内での利用者アンケート の結果のみで、利用実態の分析評価が記載されていない。	個々の取組等に対する評価は、苫小牧市教育委員会(以下「委員 会」という。)が実施しているモニタリングによる評価や指定管理 者が実施している自己評価等がございますが、本方針(案)の策定	D

			にあたっては、今後の図書館運営の方向性を示したものであることから、個別の評価については掲載していませんが、モニタリングによる評価は今後も継続していきます。	
4	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>6 ページ (4) 児童・生徒・青少年の読書離れの現状</p> <p>「学校司書」について、一人が複数校を週 1 回巡回している状態で「子どもの読書活動の推進にむけて積極的に取り組んでいる」という表現はいかがか。学校図書館法第 2 条の「学校図書館とは、学校において図書館資料を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」の司書の本質が理解されていないのではないか。</p>	<p>学校司書については平成 27 年度から小学校への配置を進め、現在学校規模に応じて 1 校あたり週 1～2 回、1 日 6 時間勤務ではありますが、全ての小学校へ配置しております。学校司書は、児童の読書活動や情報活用能力育成の支援、教員と連携し、授業で使用する図書の整備等を行っておりますが、児童 1 人あたりの図書貸出冊数が年々増加していることから司書配置による効果はあるものと考えております。今後については、中学校への学校司書の配置も含めて検討しております。</p>	<b>C</b>
5	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>8 ページ 苫小牧市図書館基本計画との整合性</p> <p>整合性について、4 年間の成果指標の分析と評価をせずに「市民満足度が高いという結果」を理由にするのは根拠が不十分と考える。</p>	<p>苫小牧市図書館基本計画（以下「基本計画」という。）を元に指定管理者が中期計画を策定し、中期計画に対する自己評価等を毎年実施していることから、4 年間の総括した成果に対する評価は行っておりません。また、5 年間の取組結果に対する評価については、基本計画期間終了時に実施することとしています。</p>	<b>D</b>
6	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>9～10 ページ 第 3 章 これからの図書館運営の考え方</p> <p>第 3 章について、図書館は苫小牧市立図書館条例（以下「図書館条例」という。）に規定されている目的を達成するための中核的な社会教育施設であることを踏まえた取組の記載</p>	<p>図書館条例には、教育と文化の発展に寄与するため、図書館法第 10 条の規定に基づき、苫小牧市立図書館を設置しておりますが、地域の情報拠点として資料の収集や多世代にわたる市民ニーズに応じた資料を提供することで、市民の知識・教養の向上や生き</p>	<b>C</b>

		がない。これまでの実施事業は継続性や定着性が弱いと感じることから連携の強化と事業の企画力を高める必要がある。	る力の養成に寄与してきました。本方針（案）は、今後の図書館運営の方向性を示したものであることから、具体的な取組は示していませんが、継続して実施する取組や苫小牧市の現状を踏まえた新たな取組が必要と考えております。先進的な取組をしている公立図書館の考え方や、民間ノウハウの積極的な導入を図りながら、図書館の魅力アップの取組を進めてまいります。	
7	2	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>9 ページ (2) 資料と人、人と人をつなぐ滞在型図書館への移行</p> <p>12 ページ 1-4 図書館という空間の魅力向上</p> <p>滞在型図書館は、これからの図書館にとって大事な視点であるが、具体性がなければ「はやり言葉」としか考えられない。現代社会が図書館に求めるものは、さらに深いものがあると考えられる。</p>	本方針（案）は、今後の図書館運営の方向性を示したものであることから、具体的な計画については触れておりませんが、第2章の図書館を取り巻く現状から、滞在型図書館への移行は必要な取組と考えております。また、誰もが快適に利用しやすい図書館に移行するため、従来の貸出を中心とした人と資料をつなぐだけでなく、市民の居場所として人と人をつなぐサービスの展開が必要と考えております。	C
8	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>10 ページ レファレンス機能の拡充としての課題解決支援の強化</p> <p>レファレンスの項目について、具体性がない。</p>	本方針（案）は、今後の図書館運営の方向性を示したものであることから、具体的な計画については触れておりませんが、市民の課題解決支援のために求めに応じたレファレンスのみではなく、積極的な情報提供等が必要と考えております。	D
9	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>11 ページ 1-1 資料・情報収集機能の充実</p> <p>「市民の知的源泉として地域文化を下支えする機能を継続していく」と書かれているが、これは今の図書館ではできていなかったのではないかと。</p>	図書館は指定管理者制度導入以前から蔵書の整備及び郷土関連資料の充実により市民の知的源泉として地域文化を下支えする機能を担ってきましたが、指定管理者制度導入後は上記に加え、複数の商用オンラインデータベースや電子書籍の導入によりこの機能を充実させており、今後もその継続に努めてまいります。	D

10	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>11～14ページ 第4章 図書館運営方針</p> <p>第4章の運営方針は、現在の読書実態や図書館利用状況の課題を分析したものか。「限られた書庫スペースの有効活用策とともに、保存基準・除籍基準の見直しについても検討を進めます」、「市民の居場所としての機能も備えた滞在型図書館に移行させていきます」の考え方の背景や根拠が不明である。市民の意向を踏まえて検討すべきであり、図書館の本質的な役割を軽視している。長い目で見ると結果的に利用者離れになってしまうと考える。</p>	<p>運営方針1-3について図書館は50万冊の蔵書冊数を目標に整備してきましたが、平成29年度末において蔵書数は52万冊に達しております。目標値を達成していることから、今後は更なる蔵書冊数の増加ではなく、適切な新陳代謝が必要と考えております。また、運営方針1-4については、人口減少と少子高齢化の進行や来館者数の増加、アンケート結果から滞在型図書館に移行が必要と考えております。なお、運営方針1-1、1-2等で示すとおり従来から行われてきた根幹的なサービスは、時代を経ても変わらないものとして、これからも充実に努めてまいります。</p>	D
11	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>12ページ 1-3 資料・情報保存機能の充実</p> <p>保存基準、除籍基準の見直しは慎重にお願いします。</p>	<p>蔵書の構築及び資料の保存に関する大切な基準であることから見直しについて慎重に検討してまいります。</p>	B
12	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>12ページ 1-3 資料・情報保存機能の充実</p> <p>適切な資料の収集、保存のため蔵書整備計画に基づいた除籍が行われることを切望する。そのためには資料に精通した熟練の司書の専門知識が必要である。</p>	<p>書籍や郷土資料を適切に収集、保存するために、保存基準・除籍基準の見直しについて検討を進めるとともに、専門研修への参加や自館で行う郷土研修等により職員の資質向上に努めております。</p>	C
13	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>12ページ 1-3 資料・情報保存機能の充実</p> <p>北海道立図書館など他の図書館から貸借できるという安易な理由での除籍は見直してほしい。</p>	<p>他の図書館にあるという理由のみでの除籍は行っておらず、長期間利用がないことや出版後の経過年数、複本があるか等を踏まえながら除籍を行っております。今後についても、基準に基づく除籍に努めてまいります。</p>	D
14	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>13ページ 運営方針3 教育的役割を重視した取組の推進</p>	<p>今年度から全小学校に学校司書が配置され学校規模に応じて1</p>	C

		<p>子どもの読書活動推進計画の活発な推進と学校司書の実質的な全校配置を望みます。また、委員会主導で各部署の横の連携を深め、図書館行政を活発にしてほしい。</p>	<p>校あたり週1～2回、1日6時間勤務しておりますが、別途策定する子どもの読書活動推進計画に基づき、学校図書館へのさらなる支援や他部署が実施する事業との連携等を通じ、読書活動の推進を進めてまいります。</p>	
15	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b>  14ページ 4-1 効果的・効率的な図書館運営  「先進的な取組をしている公立図書館の考え方」とは具体的にどこのなを描いているのか見えない。</p>	<p>従来の図書館は、貸出を中心としたサービスを提供する場でしたが、今後は、課題解決型の図書館サービスの推進と市民の居場所としての機能も備えた滞在型図書館への移行が必要と考えています。</p>	<b>E</b>
16	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b>  14ページ 4-1 効果的・効率的な図書館運営  「現在の指定管理者制度を継続して安定的な運営をし、市民サービスの向上に努める」は、今はまだ言える段階とは考えられない。</p>	<p>指定管理者制度を導入した施設については、市のモニタリング制度の対象となっており、適切な管理運営がされていることについて毎年確認し、その中で一定の評価がされています。</p>	<b>D</b>
17	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b>  14ページ 4-4 アウトリーチの推進  「司書派遣事業など学校連携」とあるが最近は行われていないのではないか。どこに問題があるのか検討されているのか。</p>	<p>司書派遣事業については、各学校への周知を定期的に行い、ブックトークや情報教育授業のサポートなどを実施しており、平成29年度は、11回実施しております。また、学校連携については、一定数の蔵書をまとめて貸し出すスクールメール便ブックちゃんや学習コンクール等にも取り組んでおりますが、今後も様々な学校連携事業は継続していきます。</p>	<b>E</b>
18	2	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b>  4～14ページ  用語は市民の分かりやすい言葉で表記すべきである。  4ページ セカンドライフ世代  5ページ セカンド・サードプレイス</p>	<p>一般的に使用されている用語として活用させていただきましたが、ご意見を踏まえ、一部に注釈を付すなど分かりやすい表記に変更します。</p>	<b>A</b>

		<p>7ページ トレンド</p> <p>9ページ 滞在型図書館</p> <p>10ページ スキームの構築</p> <p>14ページ アウトリーチ</p>		
19	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>その他</p> <p>本方針(案)に追加すべき項目として、図書館法と図書館条例の目的に即した図書館本来の役割と考え方が示されておらず、「教育と文化の発展に寄与する」ために来館者以外の市民の読書活動の活性化と本市の文化の発展にどう取り組むのかを示す必要がある。</p>	<p>来館者以外の市民の読書活動の活性化も大切な取組です。運営方針1-4や運営方針4-4で触れておりますが、誰もが快適に利用しやすい図書館づくりを行うことで図書館に足を運んでもらうことや移動図書館車などを活用しながらアウトリーチの推進に努めることで図書館の利用促進とサービスの周知を進めていきます。</p>	<b>B</b>
20	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>その他</p> <p>本方針(案)に追加すべき項目として、新刊書購入、除籍、所蔵資料冊数計画及び収蔵保管資料の構成内容を明らかにした「蔵書整備計画」を策定すべきである。</p>	<p>本方針(案)は、今後の図書館運営の方向性を示したものであることから、具体的な計画については触れておりませんが、市民ニーズに応えることができる幅広い資料の充実は必要なことと考えております。今後、計画を策定する際の参考とさせていただきます。</p>	<b>C</b>
21	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>その他</p> <p>専門的スタッフの育成が重要だと考える。そのためには、委員会が図書館運営に関わる職員を育成することが大切だが、そのための具体的施策が記載されていない。</p>	<p>本方針(案)は、今後の図書館運営の方向性を示したものであることから、市職員の育成には触れておりません。しかし、市職員、指定管理者の職員に関わらず研修等による育成は必要と考えております。</p>	<b>C</b>
22	1	<p><b>(原文・整理要約 有・無)</b></p> <p>その他</p> <p>専門家の意見を聴き進めてほしい。</p>	<p>本方針(案)の策定にあたっては、図書館協議会の皆様からご意見をいただきました。また、本パブリックコメントでいただいた意見も参考にしながら進めてまいります。</p>	<b>B</b>

2 3	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>その他          苫小牧市の未来を見据えた図書館運営のため委員会、指定管理者とともに専門スタッフの育成と配置が必要である。</p>	<p>専門研修への参加や自館で行う郷土研修等により職員の資質向上に努めるとともに、誰もが快適に利用しやすい図書館に移行するため、人と資料をつなぐだけでなく、人と人をつなぐサービスの展開を進めてまいります。</p>	C
2 4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>その他          指定管理者制度を導入し、開館日数と開館時間が拡大したが、そのことによる来館者と貸出冊数の増加、費用対効果についてどのように評価しているか。また、図書購入費の増額による効果測定をどのように考えているのか。</p>	<p>民間ノウハウの活用等により開館日数の拡大と開館時間の延長や蔵書整備費の増額ができました。貸出冊数、貸出人数以上に来館者が増加傾向にあり、本の貸出以外での利用も増えていることから、セカンド・サードプレイスとして滞在型図書館への移行が必要と考えております。また、蔵書整備費の増額に伴い、映像資料の収集も始めております。さらに、アンケート結果においても利用者の満足度が高い状況にあることから一定の効果が表れていると考えております。</p>	D
2 5	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>その他          郷土資料の扱いについて十分な検証がされないまま指定管理制度が導入されたが、指定管理者制度導入以降の郷土資料収集数が少なく、行政資料の収集については、実態が見えない。</p>	<p>郷土資料の収集数については、出版される郷土資料数にもよるため一概には言えませんが、新聞や地元書店等からの情報による購入のほか、苫小牧市文化団体協議会等の苫小牧市に所在する団体への出版情報提供の協力依頼を行うなどの取組により地元出版物の収集に努めております。また、行政刊行物についても、定期的に市役所内部への資料提供の呼びかけを行い、収集に努めており近年の高度情報化の進展に対応し、行政資料の電子書籍化も進めております。</p>	D
2 6	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>その他</p>	<p>ご指摘のとおり郷土資料については、一般図書に比べ収集のため</p>	D

		<p>郷土資料・行政資料は、現在の苫小牧を溯及して検証可能な資料であり、地理的、社会的な見地から現況評価が可能な包括的資料であるが、一般図書に比べ収集のための情報量が少ないことから、選書を行う司書には相当な経験と学際的な知識が求められる。行政資料には内部資料も含まれるため、収集には市の各部署との連携が求められる。指定管理者制度の下では上記の改善が望めないことから少なくとも郷土資料関係部門は直営に戻すべきで。</p>	<p>の情報量が少ないことから、新聞や地元書店等からの情報収集が必要となります。また、行政の内部資料については、市の公文書を管理する担当課と連携しながら、内部資料を引き継ぐ体制を整えていることから、行政資料の収集についても対応可能と考えております。さらに、図書館の一部直営化についても、利用者の満足度が高い状況にあることから検討しておりません。</p>	
27	1	<p><b>(原文・<u>整理要約</u> 有・<u>無</u>)</b> その他 2012年11月の図書館協議会からの答申で13項目の疑問点や懸念事項が提起され、委員会は同年12月に答申に対する考え方を発表しているが、図書館協議会が指摘した懸念事項や疑念に対する検証が必要である。</p>	<p>答申や答申に対する考え方を元に平成26年に苫小牧市図書館基本計画を策定しております。平成30年度が計画期間最終年となることから、計画の終了にあわせこれまでの取組について評価をする予定です。</p>	<b>C</b>
28	1	<p><b>(原文・<u>整理要約</u> 有・<u>無</u>)</b> その他 2019年度からの図書館運営のあり方を検討するに当たっては、2014年にスタートした指定管理者制度による4年間の運営実績を分析、評価し、成果と課題を明確にすることが必須と考える。</p>	<p>指定管理者制度が導入された施設においては、市のモニタリング制度の対象となっており、適切な管理運営がなされているかなどについて、毎年確認しています。また、5年間の取組結果に対する評価については、苫小牧市図書館基本計画期間終了時に実施することとしています。</p>	<b>D</b>
29	1	<p><b>(原文・<u>整理要約</u> 有・<u>無</u>)</b> その他 本年4月25日に開催された図書館協議会の議事録によると、次期5年間の運営方針を定める重要な議題であるにもかかわらず、審議時間を1時間に限定し、運営方針の考え方</p>	<p>本方針(案)は、苫小牧市教育委員会で策定しましたが、図書館協議会へ諮問したのではなく、本方針(案)に対するご意見を伺ったものです。また、4月25日に開催された図書館協議会での案件は、1件であったことから審議時間も1時間程度が妥当と考えて</p>	<b>D</b>



	<p>の論拠や資料の説明記録もなく、質疑応答も一部の項目だけで審議が十分尽くされたとは考えられない。指定管理制度の更新に当たっては、再度諮問を行っている自治体もあり、しっかりした協議を行う必要がある。</p>	<p>おります。また、指定管理者の更新については、市のモニタリング制度の対象となっており、適切な管理運営がされていることについて毎年確認し、その中で一定の評価がされています。</p>	
--	--	---	--

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。